

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0586	医薬品サプライチェーンリスク調査及び分析	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和9年3月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年10月8日(木) （10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年9月25日（金）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

- 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書3.2(2)ア～オ)に定める本業務の実施体制並びに仕様書3.1(1)ア～ウ)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められる。（提出期限：令和8年 9月 29日（火） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 10月 6日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名: 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル: 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 柴崎 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (2) 医薬品、医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者、修理業者、医療機器を構成する部品、原材料の製造、販売業者ではないこと。
- (3) 過去に公的機関による医薬品に関する調査研究事業の受託実績があること。
- (4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」適合者であること。

2 提出書類

1 の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア) からウ) に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。（その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

ア) 資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ) 1（2）については、当該業を取得していない旨の誓約書等を提出すること。

ウ) 実績の提出を求めているものについては、契約書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の 17 時 15 分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和 8 年 9 月 29 日（火） 1200

仕 様 書			
品 名	医薬品サプライチェーンリスク調査及び分析	作成年月日	令和 8 年 8 月 2 5 日
		人事教育局衛生官付	

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、防衛省・自衛隊で必要とする医薬品のサプライチェーンに関する調査及び分析役務について規定する。

2 引用文書等

2. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- (2) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通知）（装装制第 3 6 9 号。2 7. 1 0. 1）
- (3) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防経装第 9 2 4 6 号。2 1. 7. 3 1）

3 役務に関する要求

3. 1 情報保全

(1) 契約の履行体制

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、2. 1（3）情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

ア 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

イ 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

ウ 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対し

て指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

(2) 当該役務に係る情報の取り扱い

- ア 契約相手方は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は破棄してその旨を書面で報告すること。
- イ 契約相手方は、当該役務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。
- ウ 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

(3) その他

- ア 契約相手方は、3. 1 項 (1) ～ 3. 1 項 (2) に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- イ 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると防衛省が認めた場合は、契約相手方は防衛省の求めに応じ協議を行い、両方で合意の上で、改善を図ること。
- ウ 契約相手方は、本役務の履行にあたって、以下の事項について遵守すること。
契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき、適切に管理する。細部については、下表のとおりとする。

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
調査報告書	本役務で収集、整理、作成等した情報	契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。
防衛省が提供する医薬品備蓄リスト	医薬品名、分類、医薬品数	

3. 2 その他一般事項

(1) 著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて防衛省に譲渡するものとする。
また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

(2) 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前

に官側と協議するものとする。

- ア 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保するとともに、業務実施責任者を定めること
- イ 必要な交渉において、英語等日本語以外での意思疎通ができるものを業務に充てること
ができること。
- ウ 医薬品及びその流通に精通した者を業務に従事させることができること。
- エ 上記キの業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、
語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- オ 前記クの業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応
できる態勢にあること

（３）契約相手方の条件

- ア 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格
JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得
していること。
- イ 医薬品、医療機器の製造販売業者、製造業者、販売業者、貸与業者、修理業者、医療機
器を構成する部品、原材料の製造、販売業者ではないこと。
- ウ 過去に公的機関による医薬品に関する調査研究事業の受託実績があること。
- エ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に従い
『情報セキュリティ基本方針（基本方針）』、『情報セキュリティ規則（規則）』、『情
報セキュリティ実施手順（実施手順）』を作成し、官側の確認を受けていること。

（４）契約相手方の責務

- ア 契約相手方は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- イ 契約相手方は、故意又は過失により、官側または第三者に損害を与えたときは、その賠償
責任を負わなければならない。
- ウ 契約相手方は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の期間
終了後においても同様とする。
- エ 契約相手方は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、官側と協議し
てこれを定めるものとする。
- オ この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合に
は、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるもの
とする。

（４）再委託

- ① 契約相手方は、本業務の全部を一括して第三者（契約相手方の子会社（会社法第２条第３
号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- ② 契約相手方は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託
することはできない。
- ③ 契約相手方は、本業務の一部を再委託する場合には、原則としてあらかじめ再委託先に委
託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに契約

金額等について書面により申し出た上で、防衛省の承認を得なければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。また、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

- ④ 契約相手方は、本業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、防衛省に対しすべての責任を負うものとする。また、本業務の実施にあたり遵守すべき事項について、再委託先は契約相手方と同様の義務を負うものとする。

4 役務内容

契約相手方は、防衛省・自衛隊において必要とする医療用医薬品の全てについて、これらを有効成分とする医療用医薬品に係る（１）～（４）の業務を（５）事業スケジュールに基づいて行うこととし、7のとおり成果物を納入するものとする。

（１）サプライチェーン調査の実施手法の検討等

契約相手方は、本仕様書4（３）及び（４）に記載の調査を実施するため、民間の分析ツールの利用も含めた効率的な実施手法を提案し、防衛省の承認を得るものとする。検討及び提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・提案の際には分析ツールを利用した際のメリットとデメリットについて、記載すること。
- ・分析ツールは、調査票の配布・回収、回答の集計、マッピング表の作成の一部または全部を自動化・効率化できるものであること。
- ・サプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを不断に把握・点検することが重要であるため、令和9年度以降も別途調査を実施することを踏まえた提案をすること。
- ・調査に回答する製造販売業者等の作業負担や費用負担が過大にならない手法を検討すること（前回回答した内容を取り込むことで、次回回答時の作業負担を軽減する等）。
- ・入力項目の追加、変更等の操作が容易にできること。
- ・製造販売業者、MF管理人、原薬製造業者等の関係者間において、開示できる情報の範囲が異なる可能性があるため、回答者が他者の閲覧可能範囲を柔軟に設定できる手法を検討すること。
- ・民間の分析ツールの利用にかかる契約は、当該ツールの提供事業者と契約相手方の間で締結することとし、当該ツールの利用料も契約相手方が支払いを行うこと。

また、契約相手方は7に記載のとおり、本業務実施に当たって得られた令和9年度以降の調査に向けた課題・改善点等をまとめた報告書を作成し、防衛省の承認を得ることとする。

（２）サプライチェーン調査票（案）の作成業務等

① 調査項目案の提案

契約相手方は、以下の観点に留意し、サプライチェーンリスクを評価・分析するために必要な調査項目案を検討した上で、調査票（案）を作成し、防衛省の承認を得るものとする。

- ・契約相手方は、供給リスクの更なる分析のため、必要と考える調査項目案を提案すること。具体例としては、原薬の代替供給先における供給量に係る調査項目の追加等が考えられる。
- ・契約相手方は（４）に記載のとおり、マッピング表を作成することとなるため、当該マッ

ピング表作成に当たって必要な調査項目の提案を行うこと。

② 調査票様式の作成

契約相手方は、①で提案し防衛省の承認を得た項目を盛り込んだ製造販売業者向けの調査票様式を作成し、調査票様式についても防衛省の承認を得ること。

(3) 調査票の配布・回収

調査票の配布・回収は契約相手方が行うことを原則とするが、防衛省の負担が過大にならない方法であれば、配布・回収業務の一部について、契約相手方と防衛省間の分担を協議することは可能である。

なお、配布及び回収に際して製造販売業者より照会があった場合は、契約相手方において一覧表を作成し記録した上で、回答方針について防衛省への相談が必要と考えられるものについては、回答前に防衛省の承認を得ること。

(4) 回答の集計、マッピング表の作成等

① 回答の集計、疑義照会

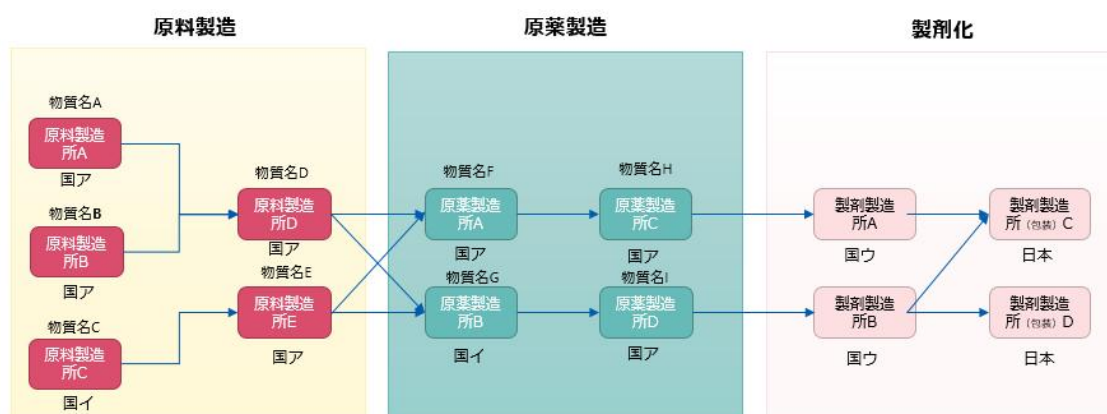
契約相手方は(2)①で設定した調査項目(マッピング表作成に係る項目を除く)について、各社の回答内容を集計すること。

なお、集計した結果はエクセルファイル(様式は指定しない)で出力し、7に記載のとおり成果物として納品すること。出力ファイルは、供給リスクを評価する観点から成分単位で集計した結果を作成するとともに、回答内容が確認できるよう製品単位での回答結果についても一覧化すること。

② マッピング表の作成、疑義照会

契約相手方は、サプライチェーンマッピングに係る製造販売業者からの回答内容を確認の上、成分単位でマッピング表を作成するものとする。作成に当たっては以下の点に留意すること。

・マッピング表のイメージは下図のとおり。



- ・原料については、出発物質から原薬の製造までの全ての物質、合成経路及び製造過程を記載すること。
- ・海外の製造所の名称は英語表記で統一すること。
- ・契約等の関係で製造販売業者が出発物質・中間体等の情報開示を得られない場合は、M

F 管理人や原薬製造所から直接防衛省及び契約相手方に回答を求める必要があるため、契約相手方はMF 管理人や原薬製造業者との調整も見据えた体制の確保を含めた入札価格の検討を行うこと。

(5) 事業スケジュール

本業務の実施に係る想定スケジュールを以下に示す。なお、実際には調査の進捗状況等を踏まえ、防衛省との協議により変動する可能性があることに留意すること。

作業項目	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1) サプライチェーン調査の実施手法の検討等			手法検討 ■				課題整理 ■	
(2) サプライチェーン調査票(案)の作成業務等			■					
(3) 調査票の配布・回収				■				
(4) 回答の集計、マッピング表の作成等					■	■	■	

5 管理事項等

5. 1 実施計画書の作成

契約相手方は、本調査等を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、官側の承認を得るものとする。

- (1) 調査内容等の概要
- (2) 調査等の実施要領

5. 2 役務従事者名簿の作成

契約相手方は、役務実施においては、本役務に従事する者の名簿を役務実施前に防衛省に提出すること。

5. 3 進捗状況の定期的な報告等

契約相手方は、防衛省の担当者と原則 2 週間に 1 回の定例打合せを実施することとするが、打合せのスケジュールについては、その必要性を適宜担当者と協議の上、決定すること。その他、以下の点に留意すること。

- ・打合せにあたって、少なくとも前日には、資料を防衛省に送付すること。
- ・防衛省の担当者と契約相手方との間で認識に齟齬が生じないように、打合せ後に決定事項等をまとめた簡易な議事メモを作成し、原則 3 営業日以内に防衛省に送付すること。

6 提出書類

契約相手方は、表 1 に示す書類を提出し、防衛省の承認を得るものとする。

表 1 提出書類

書類の名称	提出期限	規格等	部数
実施計画書	契約後速やかに	紙媒体	3
役務従事者名簿	契約後速やかに	紙媒体	1

※ 1 実施計画書及び役務従事者名簿について、変更がある場合は防衛省と調整し、逐次修正したものを提出すること。

7 納入品

① 納入成果物及び納入期限

納入成果物は以下のとおりとする。なお、業務の実施に当たって、以下に記載されていない成果物が発生した場合も、成果物として納入すること。その際の納入形態については防衛省と協議することとする。

- ・（１）にて作成した、令和 9 年度以降の調査に向けた課題・改善点等を記載した報告書
- ・（２）にて作成した調査票様式の最終版
- ・（３）にてやりとりを行った製造販売業者等の担当者の氏名・連絡先一覧
- ・（３）にて製造販売業者等より回収した回答様式
- ・（４）にて作成した、（２）①で設定した調査項目（マッピング表作成に係る項目を除く）に係る各社の回答内容一覧（エクセルファイル）
- ・（４）にて作成したマッピング表
- ・ 5.3 にて作成した議事メモ及び会議用資料一式

最終成果物は、令和 9 年 3 月 30 日（火）までに納品すること。また、最終成果物を納品するにあたっては、防衛省担当職員にて成果物の内容等を審査するためその案を令和 9 年 3 月 23 日（火）までに担当職員へ提出すること。

なお、成果物は、原則、上記にあるものを個別に提出するが、複数の成果物をまとめて提出しても差し支えない。ただし、その場合は、担当職員と協議すること。また、不完全な成果物が確認された場合、納入期限までに必要な修復を行う必要がある。

② 納入形態

成果物の納入は、いずれも電子的記録媒体（可編媒体）とし、CD-R 等に記録したものを 2 部提出することとする。納入成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。その他、以下の点に留意すること。

- ・用字、用語、記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。
- ・情報処理に関する用語の表記については、原則日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- ・電磁的記録媒体の納入成果物は MicrosoftOfficeWord2016、Excel2016、PowerPoint2016、にて閲覧、編集可能な媒体とすること。ただし、防衛省側が他の形式による提出を求める場合は、協議のうえ、これに応じること。また、納入後、防衛省側において改変が可能と

なるよう、図表等の元データも併せて納入すること。なお、編集可能な元データもオフィスソフトで読み込み可能な形式とする。

- ・納入成果物が外部に不正に使用されたり納入過程において、改竄されたりすることがないよう、安全な納入方法を提案し、納入成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・電磁的記録媒体に対し、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認等を行い、納入成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

8 納入場所

東京都新宿区市谷本村町 5－1
防衛省人事教育局衛生官付

9 検査

納入品の検査は、本仕様書に基づき実施する。

10 防衛省の支援

- (1) 契約相手方は、本調査等を実施するに当たり、防衛省の保有する施設、設備、文書等を使用する場合は、あらかじめ防衛省と十分調整の上、防衛省の規則等を厳守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (2) 契約相手方は、関連文書について、防衛省との協議の上、貸付け又は閲覧することができる。ただし、契約相手方は、貸与された当該資料について、目的以外には使用せず、適切に管理するとともに、調査完了後速やかに返却しなければならない。